



役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成23年9月22日 制 定

公益財団法人 日本合板検査会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本合板検査会（以下「検査会」という。）の定款第17条、第33条及び第36条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び顧問と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、検査会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 兼務役員とは、常勤役員のうち、法人税法施行令第71条第1項に該当しないことが確認された、検査会の職務を兼務する者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び常勤役員であって、勤務地を異にする配置換えに伴う費用及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬等の決定)

第3条 検査会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を別表1に定める額の範囲内で支給する。

2. 前項の各報酬額は、前項で定める範囲内で理事会が決定する。
3. 常勤役員には、事業年度の年報酬額で定め、定例報酬月額として、1/12に相当する額を支給する。
4. 兼務役員の定例報酬月額は、当該職の支給相当額を減じた額とし、当該職の支給相当額と併せて支給する。
5. 前項の支給相当額は、検査会の職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）を準用して理事長が理事会の承認を得て、これを定める。
6. 非常勤役員等にあつては、定例報酬は支給しない。
7. 役員等（常勤役員を除く。）に対して検査会より特別の任務として講師、委員及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める規則に基づき支給することができる。
8. 役員等には、賞与を支給しない。
9. 常勤役員の退任に当たっては第4条に規定する退任慰労金を支給する。

(退任慰労金)

第4条 常勤役員が、任期満了、辞任又は死亡により常勤を退任したときは、退任慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、定款第32条1号により解任された者には支給しない。

2. 常勤役員に対する退任慰労金は、基準額に別表2に定める役別加算額を加えた額とする。

3. 基準額

ア、基準額は、次により算出した額とする。

(退任時の定例報酬月額×0.75)×在任期間による支給率

イ、在任期間の計算は、常勤役員就任の日の属する月から退任の日の属する月までの期間とする

ウ、支給率は、別表3に定める率とする。

エ、在任期間に1年未満の端数が生じた場合の支給率は月割り計算とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人にその都度支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2. 報酬等にあつては、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3. 定例報酬月額にあつては検査会の職員給与の支給日に支給する。

(費用)

第6条 検査会は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は検査会の給与規程に準ずる。

(福利厚生費)

第7条 常勤役員には、検査会の健康診断等の福利厚生費用を検査会の職員に準じて支給する。

(公表)

第8条 検査会はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に

定めるものとする。

附則

この規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1

常勤理事 年報酬額 12,000千円 (一人) 以内
監事 監査業務 1回につき一人一律20,000円以内

別表2

役別加算額は各役別の在任1年当たりの金額として次のとおりとする。
在任期間に1年未満の端数が生じた場合は月割り計算とする。

区 分	金 額 (千円)
理 事 長	300
専務理事	200
常務理事	150
理 事	100

別表3

在任年数	支給率	在任年数	支給率
1年	1.1	6年	10.35
2年	2.2	7年	11.5
3年	4.4	8年	12.65
4年	6.6	9年	13.8
5年	9.2	10年以上	15.6